

## 明日の裁判所を考える懇談会(第11回)協議内容

### 1. 日時

平成16年1月26日(月)15:00～17:00

### 2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米本昌平委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,大野市太郎刑事局長

[オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,滝井繁男最高裁判所判事,小池裕審議官,大谷直人秘書・広報課長,中山隆夫総務局長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,園尾隆司民事・行政局長,山崎恒家庭局長]

### 4. 議題(第11回テーマ「裁判員制度」)

(1)裁判員制度について意見交換

(2)次回以降の日程について

### 5. 会議経過

(1)意見交換の概要

(最高裁)

司法制度改革推進本部の設置期限は今年の秋までであり,特に,立法を要するものについては,今通常国会への法案提出が1つのデッドラインとなることから,多くの作業が今大詰めの段階を迎えている。

裁判員制度については,この懇談会でもテーマとして4回取り上げ意見をお伺いして

いるが、今回は、案として制度化されることが予想されるものの姿についてご報告し、その上で、ご意見をいただければと思っている。

(最高裁)

平成15年10月末に示された裁判員制度・刑事検討会(以下「検討会」という。)の井上座長私案は、検討会での議論を踏まえ、それをまとめたものであることから、これが裁判員制度の骨格になっていくものと思われる。その後、12月になってから、自民党、公明党、民主党の各党がそれぞれ案を発表し、現在、自民党と公明党が意見のすり合わせをしているという状況のようである。

一番意見の分かれているところは、裁判体の構成についてである。井上座長私案は、裁判官の人数については3人、裁判員については4人、5人、6人もあり得るとし、自民党案もそれに近い。一方、公明党案は、裁判官2人、裁判員7人である。

本日の夕刊によれば、自民党と公明党の調整案(以下「与党案」という。)では、裁判官と裁判員の人数について、裁判官3人、裁判員6人を原則としながら、準備手続の結果、事実上争いがなく、当事者もしくは弁護士、被告人等に異議がないときは、裁判所が相当性を判断した上で、裁判官1人、裁判員4人という構成の裁判体もあり得るとしているようである。

裁判所としては、裁判官の人数について、重大事件を取り扱うこと、法律の解釈や判断、訴訟手続についての判断は裁判官の専権とされており、複数の意見に分かれたときにどう調整するのかという問題意識から、裁判官は3人必要であると考えている。裁判員の選任方法については、どの案も同じであり、選挙人名簿をもとに事件ごとに選任するということになっている。裁判員となる者の年齢は、井上座長私案、自民党案では25歳以上、いわゆる被選挙権を持つ者としており、公明党案は20歳以上、すなわち選挙権を持つ者としているが、与党案では、20歳以上ということになっているようである。

免責事由については、病気等を理由にして裁判員としての職務を免除されることができるとされており、最終的には裁判官が判断することになるようである。読売新聞、共同通信、それから最近行われた西日本新聞の実施したアンケート結果を見ると、6割余の人たちが裁判員に選任されてもやりたくないと答えている。実際に裁判員となり

得る方々のうち、やりたくないという人がかなりいるということになってくると、免責の範囲について、どこで線を引けばよいのか、本当に裁判員を確保し得るのか、うまく運用して機能させていけるのかというようなことについて、大変危機感を持っている。西日本新聞のアンケートは、100名程度ということで人数は少ないが、従前の読売新聞、共同通信のアンケートとほぼ同じ傾向の結果が出ており、国民の意識を示すものということができると思う。

裁判所にとって関心の高い公判手続の問題については、従前から裁判員が法廷で心証を取れるようなわかりやすい審理を行うという抽象的なレベルでは一致しているものの、具体策については今後の検討課題とされている。場合によっては、その具体策について、裁判所の規則で決めていくということを含めて検討していく必要があると考えている。

また、裁判員の権限については、いずれの案においても、有罪、無罪の判断と刑の量定に関して、裁判官と同じ権限で評決を行う評決権を持つとされている。

報道の問題については、従前の検討会のたたき台等では、いわゆる偏見報道の規制が出されていたが、井上座長私案では、さらに検討するということで留保され、自民党案や公明党案では、そうした規定を設けず、報道機関側の自主規制に任せるということになっている。

裁判員や裁判員であった者に守秘義務を課すかということについては、いずれの案でも守秘義務を課し、懲役刑まで設けるか、罰金までにするかという差異はあるが、罰則を設けるとされている。与党案では、懲役刑も含めて検討されることになると思う。

国民は、一般論としては導入には賛成しながらも、自分が裁判員になることについてはかなり消極的な意見が多い。また、読売新聞のアンケートでは、自分が裁判を受ける場合には、裁判官に裁判をしてほしいという意見が49.3%を占めている。また、裁判員になることについて消極的な理由としては、読売新聞と共同通信のアンケートによれば、判断に自信がないというところに一番大きな不安を感じているようである。また、仕事に差し支えるといったことを含め、時間的、精神的な負担を心配する意見が多い。国民の理解と協力が得られない限り、裁判員制度の円滑な導入は図れない

ことから、今後、どのように国民の理解と協力を得られるように働きかけたり、広報活動を行っていくかということが重要になる。

(最高裁)

裁判員制度については、この懇談会でこれまで4回にわたってご議論いただいた。1回目は免責を中心とした裁判員の選定の問題、2回目は報道の問題、3回目は審理のあり方の問題、そして4回目は東京地裁で裁判を実際に傍聴していただき、ご意見を伺った。検討会では議論の大半が裁判官と裁判員の人数構成の問題に費やされ、御意見を伺った事柄については詰めて検討されることがなかったが、これから短時間で一気に詰まっていくことになるであろう。

そういう前提で、裁判員制度のもとで裁判官が備えているべき資質、能力、あるいは免責の判断の問題、期日の指定のあり方、それからもっとグローバルに裁判員制度導入前に準備しておくべき事項(資料1)といったことをご議論いただきたい。

(松尾委員)

与党の方々も非常に真剣に考えられているという印象を受ける。裁判官1人と裁判員4人というのは、斬新な提案で、検討会の議事録では全くあらわれていなかったと思う。

(最高裁)

そのとおりで、検討会では、全く出ていない。公明党案は、裁判官2人、裁判員7人だが、裁判官2人では非常に難点が多いということから、裁判官の数は奇数でなければいけないということが考慮された結果だと思う。また、公明党は、もともと重大事件といっても法定合議事件全部に広げるべきだという考え方であるが、当事者間に争いがなく、問題がない事件では、裁判官1人でもできるのではないかとしたことから、裁判官1人案の要請が非常に強かったのではないかと思う。その結果、裁判官1人、裁判員4人という案が出てきている状況である。

(松尾委員)

法定合議事件であれば、いわば自動的に裁判官3人で構成される。事案の性質等を考慮してというだけでは、裁判官1人、裁判員4人でよいとされる事件の中にも法定合議事件が含まれてくることになる。

(最高裁)

法定合議事件の場合、裁判官3人ということが前提になるので、それとの均衡という問題は当然出てくる。他の法定合議事件では、自白事件であっても裁判官は3人なのに、裁判員対象事件に属した場合には、裁判官1人、裁判員4人でよいのかというのは、論理的には均衡を失っているのではないかという批判もあり得る。

(松尾委員)

そういう感じは免れない。

(大谷委員)

要するに、公明党案は、裁判官の意見が割れたときに決着をつけなければいけないが、裁判官2人だと、偉い方の言うことを聞くのかという話になり、偶数はまずいだろうというので、裁判官1人案が出てきたような感じがする。非常に重大な人数の問題が、そういう形で論議されていてよいのかという気がする。

(平木委員)

人数を決める論理はあるのか。

(最高裁)

国民負担の問題というのが一応のベースになるのではないかと思う。もちろん、裁判官3人、裁判員6人というのは非常に重い負担であり、裁判員6人で計算すると、約2800件が対象事件になるから、その6倍の約1万7000人の裁判員が毎年必要だということになる。国民に対する負担の問題では、もっと負担が軽い制度というのが立法理由になってくると思う。

(平木委員)

現実的に、裁判員6人か、4人かというのが今のような理由だとしたら、裁判官3人と裁判員4人で悪い理由は何なのか。

(最高裁)

裁判所としては説明はしにくい。裁判所は、裁判官3人と裁判員4人の方がいいのではないかという説明もしていた。

(大谷委員)

人数の問題をそんな風に決めてよいのかと疑問に思う。

(平木委員)

論理も何もあまりはっきりしていなくて、よくわからない。

(大谷委員)

今まで、重大事件は職業裁判官3人で審理していたが、場合によっては裁判官1人ということになるのであれば、これは、被告人の側からすれば、果たして有利なことなのかどうか。被告人は、選択できるのか。

(最高裁)

異議がないときは、裁判官1人、裁判員4人の構成ということになっているから、どちらかに異議があれば、駄目ということになる。裁判員制度によるかよらないかについて、被告人に選択権はないが、裁判員制度の下でどういう裁判体の構成によるかについては、被告人に限定的な選択権は認めるという形になっている。その論理的整合性という問題は残ってくると思う。

(大谷委員)

1人の人間が2回も3回も殺人をやるわけではなく、今回はこういう制度だったから、今度はこんな制度を選ばせてもらうというものではない。そんなところに選択制を持ってきて、そんな制度もあると言われても、準備している人がいるわけではない。

(最高裁)

人数論が構造的に解明されつつ議論をされたかという点、必ずしもそうではなかった。なぜこういう人数論になるのか、例えば、裁判官3人と裁判員4人というのはなぜそうであるか、あるいは公明党案の裁判官2人と裁判員7人というのはなぜそうであるのか、あるいは裁判官1人と裁判員11人という司法改革国民会議の主張していた構成はなぜそうであるのかということが、論理的に議論されたのではなく、観念的、感覚的に議論された。そういう意味では、我々法律家の責任かもしれない。本質的な議論をもっとすべきであろうということを随分指摘したけれども、議論の深化はなく、この段階に来て、これはいかんということだけ責めるのはどうかなと思っている。

(大谷委員)

国会に与党案が提出されたら、当然、野党からも対案的なものが出てきた上で審議されることになると思うが。

(最高裁)

対案が出るかどうかはわからないが、例えば民主党は、裁判官1人と裁判員10人という案を一度出しており、随分開きがあるから、審議の過程では問題になってくると思う。

(松尾委員)

多くの論者の脳裏には、アメリカの陪審制度のイメージが強烈に入っている。今度の裁判員制度が陪審制度とは違うということを理解しながら、しかし、できるだけ陪審制度に引き寄せたいという動きが今でもある。

(大谷委員)

参審と言いつつ陪審に引き寄せたいところもあるのか。

(松尾委員)

先日の読売新聞の社説は、なぜ、国民を審理に入れるのかという制度趣旨について、審議会意見書を踏まえれば、裁判員制度は陪審ではないということを明言していた。実は、これまでこの議論がほとんど見られなかった。多くの新聞の社説は、国民をお飾りにするとか、国民が少ないとお飾りになるとかという議論だった。なぜ裁判員制度を取り入れるのかという地についた議論はあまりなかった。人数論の形をとりながら、実は、制度に関する観念論に終始したと言ってよい。

(平木委員)

多数決の論理がいつもどこかにあり、その上で議論されていたのではないかと疑っている。いわゆるコンセンサスの論理ではない。

(最高裁)

国民各層の意見を反映させるためには、一定の人数が必要であるという意見は、要するに、いろいろな層の意見を出せば正解が出るという思想だと思うが、裁判というのは、行政、政治とは違って、多数決原理が機能すれば正しい裁判になるというものではないと申し上げてきた。そこがかみ合わないままこれまで議論がされてきた。

(平木委員)

なぜ、裁判員の人数を増やさないと駄目だということになるのか。いろいろな層の人の話を聞きたいということだけではなからう。

(松尾委員)

裁判員制度がスタートしてしばらく経ったら、必ず憲法違反だという訴訟が起こると思う。1つは、裁判員によって有罪にされた人が、自分の有罪判決は憲法違反であるという訴訟、もう1つは、裁判員として呼ばれながらそれに協力しなかった人が、罰を受けるということに対して、憲法違反であるという訴訟である。訴訟の結論はともかくとして、訴訟が起こること自体は避けるわけにいかない。万が一にも憲法違反ということにならないような制度をつくっておく必要があると思う。

大正時代の陪審法のときには、違憲論によって制度が大きく修正され、陪審の評決はもう一度やり直してよろしいというように、外国から見れば奇妙な陪審制度になったが、そのようなことは避けたい。しかし、憲法はあくまで裁判官による裁判所の裁判をいわば国民の権利として保障しているわけだから、その大枠まで変えられては困る。基本的には、裁判所による裁判である。そういう意味で、素人が入ってきても裁判官と協働して一緒に審理するのだから、裁判所による裁判と言えるというのが大前提であろう。

(大谷委員)

井上座長私案によると、裁判員は、判決書に署名して名前を出すのか。

(最高裁)

署名はしない。

(大谷委員)

署名しない根拠は何か。被告人からすれば、裁判官の名前はわかったけれども、他は誰に裁かれるかわからない。被告人の権利として、裁判員の名前を知ることはできるのではないか。職業裁判官の名前は必ず出てくるのに、裁判員は判決書に署名しないという案がなぜ出てくるのか。

(最高裁)

プライバシーの保護等の観点から、人物が特定できないようにするのだが、その延長線として、裁判員は判決書に署名をしない。もっとも、記録のどこかには、どの人がやるということはわかるようにしておかないとまずいから、わかるようになるだろうと思うが、裁判員の名前はオープンにはしないと思う。



(松尾委員)

署名をしないということと名前を伏せるということは別だから、判決書のどこかにどう  
いう裁判員が関与してこの判決をしたということは出てくると思う。

(大谷委員)

名前はオープンになるのか。

(最高裁)

裁判員を保護するために、名前はオープンにしない。裁判員に危険が及ぶと思われる  
ような事件においては、裁判員を排除する。こういう規定を持っている制度もたぶん  
ないだろうと思うが、要するに、裁判員を保護するという思想が非常に強く出ている。

(松尾委員)

井上座長私案では、名前はどこかに表示されると書いてあったと思うが。

(最高裁)

仕組みとしてはそうだが、外部から照会があった場合には、裁判員の名前は開示し  
ない。例えば、判決書の中のどこかに書くか、あるいは記録の中のどこかには必ずわ  
かるようになっていっていると思うが、当事者閲覧等があったときには、そこは見せないよう  
にして保護する。

(最高裁)

調書の上では、名前が特定されていないと要件が判定できないから、当然そこでは  
特定される。

(大木委員)

裁判の中で反対意見を述べた裁判員の意思表示は、記録として残るのか。

(最高裁)

それは評議の中身なので全く残らない。今も、裁判官3人が評議し、仮に2対1で結  
論が出た場合があったとして、評議の内容には触れずに結論だけが出る。

(大木委員)

例えば、後になって、その判決は間違っていたということになったとき、「私は反対した。  
きちんとやった。」と言えるように記録として残らないのか。

(最高裁)

そうしたことも言ってはいけないことである。

(大谷委員)

最高裁判決では補足意見等を述べるが、それは例外ということか。

(最高裁)

唯一の例外である。

(大谷委員)

裁判員の名前は全く出てこないということになると、憲法で保障されている公平な裁判を受ける権利というのは、裁判官の誰に裁いてもらうかということも含まれているのではないか。

(最高裁)

抽象的な国民であればよいということになっている。不公平な裁判をするおそれがあるかどうかは、選定の段階での質問によって、また、当事者に一定の忌避権を与えることによって、担保されていると考えられている。

(最高裁)

被告人の弁護側の立場からすると、どういう人が裁判員になるかというのは重大な関心事である。被告人からすれば、どういう裁判員が裁判に関与するかということを伏せるというわけにはいかないのではないか。

(平木委員)

裁判員に対する質問手続の際、被告人を同席させることができるとなっている。

(最高裁)

また、裁判員の候補者の名簿を選任手続の数日前に弁護人、検察官には開示する。

(最高裁)

裁判員の名前を通知するのは、事件関係者が否かを確認するためだけである。基本的に言えば、どういう人であるかというのは、固有名詞は本来関係ないという思想だと思う。裁判官から裁判員への質問手続で、どこまで質問するかということも、これからの運用の問題だと思う。商売は何をやっているか、何年間やってるかというようなことについて、そんなに踏み込んだ質問は認めない制度だろうと思う。

(大谷委員)

忌避された人たちは、なぜ忌避されたのかという理由も開示されないのか。

(最高裁)

理由なしの忌避権を一定数認めることになっている。忌避理由は必要ない。

(大谷委員)

国民のための開かれた裁判だ何だといったって、平たく考えれば、人様を呼びつけておいて、「おめえやっぱり駄目だ。だけど理由は言わない。」と、こんな失礼な話は何だということになる。この裁判員制度は、根本的に人権的な観念が欠けているような気がする。

(大木委員)

私もそう思う。井上座長私案だと、市民を参加させてやるんだというような感じがする。最大のホスピタリティーというのを発揮してもらいたいと思う。

(最高裁)

審議会意見書の中に、この裁判員制度についての記載がある。日本では、どちらかといえば、国民が国家を運営しているという主体的な意識が乏しく、その点を是正していくために、国民が審理に参加することが必要であり、国民を教育するための制度であるというのが導入の一番の思想的な柱になっている。ご指摘のように、国民に加わっていただくというよりは、どちらかといえば教育してあげるというような感じの色彩のかなり強い制度であり、かつ、被告人の利益というための制度とも少し違う。

それから、裁判所は、免責の範囲について非常に神経質に考えているが、それは、なかなか運営できないんじゃないかという思いがあるからだ。選択権の問題も含めて、もう少し国民の利益と、他方で被告人の利益を考慮する手立てをつけておかないのかというのもひっかかる。実を言うと、弁護士会側からそういう指摘はあまりない。これまで人数論しか議論されなかったというのは、そういうところが問題だろうと思っている。

(大木委員)

もう一つ言わせていただくと、裁判員になった人には守秘義務が課され、罰則がある。井上座長私案だと、例えば、中小企業で働いている人たちが裁判員になった後で、「給料を減らすぞ。」と雇主に言われることもあり得ると思うが、そうした雇主に対して

は、罰則がない。弱い立場の人には罰則があって、強い立場の人には罰則がないというのはおかしいと思うが、どのように解釈したらよいのか。だから、守秘義務に罰則をつけるならば、雇主にも罰則を科すというようにしないとイケない。

(最高裁)

労働基準法には、公民権行使の保障規定があり、違反したときには罰則がある。そこで、裁判員が裁判員として活動したことについて、解雇を含めた不利益な取り扱いをしないという義務等の規定を設けることが検討されている。

(大木委員)

私達一般の者は、そういう規定があるというのを知らないのだから、そのところはきちんと書いておくべきではないか。

(最高裁)

我々も、国会審議の過程で明らかになるようにしてもらいたいと考えている。

(大木委員)

開かれた制度にするというのは、みんなが見てもわかるようにということだろうと思うので、そこはお願いしたいと思う。

(松尾委員)

参加させてやるという姿勢を感じるという指摘があったが、参加していただくという要素もあると思う。一般国民の参加によって、裁判の内容が今までよりもっとよくなるんじゃないかという期待が裁判員制度の根本にあるのだから。そういう意味では、裁判所としても歓迎して来ていただくというようにすべきだし、実際そうなるのではないか。昔の陪審法のときの経験談などを見ていると、例えば、裁判官と陪審員が一緒に記念撮影をするというのが慣例化したということがあったようだけれども、だんだんそういう一体感は生まれていっくだろうと思う。

(大木委員)

例えば、妊婦や介護を必要とする人がいたときに、あなたはもう来なくていいですよという決定権は、裁判所が持っている。その決定権が裁判所にあるということも、やはり、やってやっているんだというような意味にとれる。できるだけ開かれたわかりやすいものにするよい表現方法というのはないのか。

(大谷委員)

先日、日弁連の方と話したが、検察審査会では参加者の会をつくり、非常によく機能している。裁判員制度も、松尾委員が言われた形になるだろうと言われていた。守秘義務については、当初、10年だとかいろいろな論議がされていた。今は、棺桶の中まで持っていけというような案だと思うが、裁判官だったら、自分の職業に守秘義務がついて回るというのはわかっている。しかし、憲法に規定もされていない、国民の義務でもない裁判員に選ばれて、一生涯守秘義務を背負わされるというのは、本人にとっては非常に予期せぬことだと思う。今検討されている守秘義務違反の罰則には、懲役刑まで含まれるのか。

(最高裁)

今は、罰金刑と懲役刑と両説あり、案でも、罰金刑と懲役刑の両方又は一方、という形になっている。

(大谷委員)

裁判員に選ばれて、正当な理由なしに裁判所に行かなかったときは、どちらなのか。

(最高裁)

過料だけだったと思う。

(大谷委員)

そうすると、守秘義務違反で懲役刑を受けたり、棺桶の中まで一生背負っていくんだったら、過料を納め、裁判所へは行かないということはないか。裁判員制度のような制度を採用している諸外国の中で、呼び出されても来ない人は結構いるのか。

(最高裁)

統計では、カリフォルニア州の場合、最終的には約25%、イギリスでは約17%の人が出てきている。呼出状の送達不能、呼び出しても来ない、来てもいろいろな理由で排除されるという人がいるから、最終的に、4分の1や5分の1になるというのが実情だ。

(大谷委員)

送達不能等は別として、理由がなかったら、現段階では、過料を科すということか。

(最高裁)

検察審査会でも過料の制裁があるが、実際には過料の制裁を受けた人はほとんどいない。例がないわけではないが、ここ20年ぐらいはない。

(米本委員)

過料というのは高くないのか。

(最高裁)

1万円以下である。

(大谷委員)

例えば、裁判員1万何千人のうち約20%が呼び出しても来なかった場合、過料に処せられる人が出てきてしまうのか。

(最高裁)

過料を本気で科そうとすればそうなる。今の検察審査会も、電話だけでなく、出かけて行って説得したりするなど、いろいろ手を尽くして何とか68%の出頭率を確保している。

(松尾委員)

裁判員の出頭確保の関係だが、裁判官3人と裁判員6人でスタートする場合、裁判員6人は、やむを得ない事情でこれ以上は出て来られませんという人がいた場合に、ある程度の定足数、例えば4人というような定足数を設定しておけば、それでもよいという制度にはできないだろうか。

(最高裁)

それはまさに裁判所が考えていたことだが、なかなか難しいようだ。

(田中委員)

補充裁判員という補欠まで置いてあるから、なかなかリレーに出走しないというわけにはいかないだろう。

(最高裁)

最低6人の裁判員を常に確保するという補充裁判員制に変えて、スタート時に6人を確保し、ある範囲まで減ったらそれはそれでやむを得ないという制度にすれば、補充裁判員を置く分だけの国民負担はなくなる。補充裁判員の非常にしんどいところは、実は、補充裁判員を置いたけれども、誰一人欠けることがなかったら、その間審理に

立ち会いつつ、評決には加われないということになる。これは、フラストレーションのたまる制度であろう。それだったら、補充裁判員なしでスタートし、ある範囲までの減耗分ならそれでよいという制度設計の方が合理的ではないかということもありうる。しかし、人数を減らす提案をすると、政治的に、それはやりたくないだろうという観念的な反発にしかない。

(大木委員)

一度スタートして、様子を見て、見直しということはできないのか。

(最高裁)

データがないことだから、5年後に見直す規定を必ず置き、その5年間に基本的なデータをとることを要望していきたい。例えば、国民負担の問題にしても、実際に集中審理をやれば何日で終わるのか、どういう人に出頭の障害があるのか、さらに言えば、マスコミの影響は大きいのか小さいのか、そういうデータをとるべきだと思う。5年分ぐらゐのデータは必ず必要だと思っている。

(大木委員)

一般の者でもそう思う。必ず見直してよい制度にしてほしい。井上座長私案では、裁判員の欠格事由として、「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者」とあるが、具体的にはどういう人のことなのか。

(最高裁)

寝たきりの方というだけではない。ここで一番議論されたのは、目の見えない人の場合である。事件によっては、目が見えなくても裁判員になれる事件はあるかと思うが、写真や図面、現場を見る必要があり、口で説明しても無理だろうという場合には、なかなか難しいことがあるので、そうした場合も含む。一律に、目が見えない人、耳が聞こえない人を除外するという趣旨では全くないけれども、事件によっては支障があるということになる。

(大木委員)

例えば、その人の介護人が隣にいればやれるとなったらどうなのか。

(最高裁)

手話とか、あるいはほかの説明の方法があり、弁護人の説明で賄える事件であれば、それでやっていただくことになる。それで賄えないようなケースの場合は、やめてもらった方がよいだろうということになる。

(大木委員)

井上座長私案では、証拠調べ手続等において、刑事訴訟法227条第1項中の「圧迫を受け」との要件を削除することとあるが、具体的にどういうことなのか。

(最高裁)

第1回公判期日前の段階で、裁判官による証人尋問を行うことができるが、現在の刑事訴訟法227条の要件の中に、「圧迫を受け」て、前と異なる供述をするおそれがある場合とあるから、その要件を緩やかにして使いやすくし、それによって検察官、あるいは捜査段階の調書ではなくて、裁判官による調書をできるだけ使えるようにした方がよいのではないかという考え方だ。それは、検察官調書の任意性や信用性ということが問題になっている場合でも、裁判官が法廷で聞いた証言には、問題が生じないから、裁判員には、争いや信用性の判断をできるだけ容易にした調書を見てもらった方が、事実の判断がわかりやすいものになるだろうという考え方だ。

(松尾委員)

裁判員制度というと、選ばれた人の不安や負担という話が出てくるが、もう少しポジティブな見方の意見もあってよいのではないか。裁判員に選ばれるというのは、一生のうち何度もない機会なんだと。非常に重大な問題に対して、あなたの全人格をかけてしっかり取り組むチャンスなんだというイメージをもう少し盛り上げてみたい。「司法の窓」に、奥田元最高裁判事が裁判官の仕事について、「これは天職である。」と書いていたが、裁判員の仕事だって、「職」ではないけれども、天から命じられた大事な仕事だというイメージをつくり出していきたい。

(大木委員)

そう思いたいけれども、裁判員をやりたくないという人がこれだけいるというのはどうしてなのか。理由を聞いてみると、守秘義務を課されるということが非常に重くのしかかっている。ずっと黙っていなければいけないから裁判員になりたくないという。守秘義務について説明し、わかってもらえれば、だんだん違ってくると思うが。



(松尾委員)

「守秘義務」という言葉は厳しく響くけれども、実は社会生活の至るところにあるものだ。例えば、医者が患者を診ているいろいろなことがわかるが、それは言ってはいけない守秘義務だ。あるいは、神父が教会で告白を受けたというのも黙っていなければならない。そういう意味で、秘密を守る義務というのは、今の社会を支える一つの必要不可欠なものになっていると思う。

(大木委員)

それはわかる。

(大谷委員)

300万人の地方公務員にも守秘義務は課せられている。

(平木委員)

そういう意味では、プライバシーをきちんと守るということと、秘密を守るということの区別が日本人には全然ついていない。プライバシーを守るということは、個人のプライベートな情報が漏れたときには、その人が不利にならないようにするという意味で、ある意味で当たり前のことだ。しかし、その人がそのことがばれたらどれくらい不利になるかということを経験しなければならぬから難しいけれども、何でも秘密にしてくれと言われるものを守るというのとは違うと思う。秘密にしてくれと言って、自分の有利な方向に持っていかうとしていることだって世の中にはある。アメリカで「プライバシー」という言葉を、日本語で「守秘」と言うために、みんなが誤解しており、プライバシーが公になったときに、本人が不利にならないようにすることは、誰もがやらなければならないことだ。ただ、外国では、医者や宗教家はプライバシーを守る権利も与えられている。日本では、カウンセラーにはその権利がない。裁判にカウンセラーが出なければならないときに大変だが、裁判員たちには保障されなければならないと思う。

(大谷委員)

一番の問題は、報道機関との関わりだと思う。与党案は、報道機関の自主的判断に任せるとのことだが、井上座長私案では、罰則も含めている。裁判所はどういう考えなのか。

(最高裁)

基本的な立場を決める上で、この懇談会で伺った意見を非常に参考にさせていただき、特に、大谷委員の意見には随分影響を受けた。事件報道という点について規制を課することは、困難ではないかと思っている。特に、井上座長私案の言う偏見報道という表現は、定義や認定も難しい話であろう。事件報道の規制ということに関しては、裁判所は行うべきではないのではないかと考える。そうなると、松尾委員からご指摘のあった裁判員の保護、あるいは守秘義務という点については、きちんとした手当てがなければ裁判もできないだろう。きちんとした守秘義務を課するという考えだ。

(最高裁)

日本新聞協会の人権・個人情報問題検討会という検討会のメンバーの方々が最高裁に対して懇談の機会を持ちたいという話があり、昨年9月、12月の2回、非公式の話し合いをした。趣旨は、新聞協会で自主ルールやガイドラインというものをつくっていききたいけれども、その点についてどう考えるかということ伺い、その動きの説明をしていただいた。非公式の場合なので、立法問題について直接どうこうという議論をするわけではないという前提で自由な意見交換をしたけれども、結論としては、裁判所は、いわゆる偏見報道と言われるものについては自主的なルールづくりである程度賄えるんじゃないかという意見を伝えた。他方、裁判員との接触禁止等の問題については、すべて法律で規制するかどうかは別として、ベースを法律に乗せた上で、あとはいろいろなことを考えていくべきではないかという意見を伝えた。

裁判員制度をきっかけにして、裁判所とメディアの持っている問題について、今後、共通認識を持っていくことは非常に大事だから、諸外国の制度や運用がどうなっているかということと一緒に勉強しようと伝え、率直な意見交換の場をさらに続けていくことになるのではないかという状況である。

(最高裁)

事件報道の問題についての認識にそれほど違いはなかった。ただ、報道機関の作る自主規制は、本当に大きな意味を持ってくるだろう。事件報道に関する自主規制ルールの策定については、今後、裁判所と十分意見交換した上で自主ルールをつくられてはいかかが、また、その自主規制に違反した場合にどういう効果を与えるのかと

いうことも含めて検討したらどうか、何なら外国と一緒に調査に行くという提案をしているところである。

いわゆる裁判員との接触の問題については、裁判員制度がよいか悪いかという報道すらできないではないかと言われた。その点は、いろいろな工夫の余地がある。例えば、守秘義務に違反しない形で裁判員を経験した者から経験を聞き出すということは幾らでも可能なはずで、先ほど検察審査員について、検察審査協会があるが、もしかしたら今後、裁判員協会のようなものができるかもしれない。そうすると、そこからいわば自発的にしゃべってもいいと思われる人が守秘義務に違反しない内容で、裁判員としての体験をしゃべるといようなことは幾らでも可能だろう。だから、制度の是非を検討するためにすべて守秘義務を課すのはけしからん式の議論は、裁判所としてはとり得ない。その点については、今後、知恵を出して工夫をしていこうという話をしている。

守秘義務というのは、決して裁判員に不自由を課するものではない。守秘義務を課すことにより、直接報道が手を触れられないということは、実は裁判員を保護するための制度として大きな機能を持ってくるであろう。だから、裁判員を働きにくくするのではなくて、むしろ働きやすくするための担保であるというように思っている。

(大木委員)

そこがなかなか理解できない。黙っていなければならない、というほうが一番先にくる。正しく理解できないものだから、裁判員になりたくないという思いが先に来ってしまう。今の話を伺ってよくわかったけれども、もっとPRというか、報道されていく方がよいのではないか。

(最高裁)

先程指摘のあった判決書に裁判員が署名しないというのも、我々からすれば、裁判員保護のための措置であると思っている。これは、裁判員が関与したということを裁判所が見せたくないから、あるいは、裁判所が裁判員を嫌っているから署名させないんじゃないかという指摘があるが、どこからそういう発想が出るのか、不思議でしかたがない。

(平木委員)

基本的に、裁判員がどんなことをしていくのかよくわかっていないので、すごく大変なことをさせられるとか、脅威に感じている部分がきつとあると思う。今は、面倒なことに関わって、しかも被害も受けるみたいだということに見ていると思う。

裁判員として適しているか適していないと言われるわけだから、被害者意識が山ほどあるだろうと思う。それにもかかわらず、それこそ天職と松尾委員は言われたけれども、国民がやらなければならないこととして受けとめていく意味は大きい。今、裁判というのは、悪いことをした人に何か責任をとらせるとか、裁判の結果というのは、被害者にしてみればある種の仕返しをしてくれるところだという理解を国民はしていると思う。しかし、私は、裁判というのは、もう一方で自分の過ちを償いたい人が、償いをするチャンスを与えてもらえて、それ相応の償いの仕方を教えてもらえるところでもあると思っている。そう理解をしていかなかったら、今のアメリカとイラクみたいに仕返し合戦になると思う。

少し論理が飛躍するけれども、仕返しの論理で裁判を考えていたら、悪いことをした人はみんな罰せられなければならないことになるわけだが、裁判は、償いをするべき人になりたい人がどう償いをするかをきちんと決められる場所にしてほしい。そのためには、裁判官がこれまで公平に、公正に、論理的にやろうとしていたことに、裁判員が入ることによって、心情的なものが組み入れられることを希望したい。

被告人も被害者も、どれくらい心情的な思いをわかってもらえ、その中に裁判の何か、より正当と思えるようなものがあるというか、そんなようなものがあってほしい。私のステレオタイプの観点からすると、立派な裁判官がいるというのはよくわかっているが、裁判官はすごく厳しく論理的で、あまり情緒もないのであろうなどというように国民が思っているかもしれず、国民の心情を汲むチャンスが裁判員の中にあるのだという方向で教育もしてほしいし、そちらの方向に持って行ってほしい。そうなればもう少し違う裁判が可能かなという希望は持つけれども。

(松尾委員)

それについては、私も実感できる気がする。刑事裁判の傍聴に学生を連れていくと、涙ぐんだり、泣き出したりする場面がある。裁判官は日頃訓練されているから、感情的な反応を表に出すようなことは滅多にない。たまにそういうことがあると新聞に書か

れてしまう。しかし、裁判員の場合には、被告人の訴え、あるいは被害者の叫びに応える部分が出てくるんじゃないかと思う。

(平木委員)

可能性はある。そうしないと、理由がわからない犯罪や不特定多数の無差別な犯罪というようなことに関しては、被害者側としては、なぜ被害者になったのかという疑問がずっと残る。

例えば、池田小事件では、被害者側は、なぜ被害者になったか疑問を持ち続けているが、本人には聞けないし、理由がわかって判決が下るわけではない。何もわからないまま、とにかくこういう裁判でこの問題が決着したということだけが残り、なぜあの人がうちの娘を、あるいはうちの息子を殺さなければならなかったのかというのがずっとわからないまま一生を送るというようなことに関して、裁判員がもう少し声を出してくれる可能性があるのではないかと思う。

(米本委員)

最初、司法制度改革について聞いたときに、裁判所の手続を少々変えるくらいだろうと思っていた。しかし、内容を見ると、一般の人間が裁判官と同じような議論もやるとのことだから、日本の司法制度そのものの大変革であり、もっとじっくり議論すべき問題だと思う。

市民社会に住むということは、ある意味、重要な権力機構を自分たちで動かすということから逃れられないということでもある。そういう意味では、すごく重要な市民の義務を、つとめるということだ。例えば、よその国で言えば、国防とか、広い意味の社会的な安全保障、市民社会に住む人間の義務として、単に税金さえ払ってればいいというものでは本来なかったはずで、そういう積極的な市民の義務だと思う。それは嫌だとか、そういう議論になること自体がおかしい。ここまでやるんだったら、もっと本格的に議論をすべきだと思う。

しかし、今は、政治制度の制度改革一般の一部になってしまっているような気がする。重要な権力の運用に関わることなのだから、国民への周知徹底については、法律をつくった後ではなくて、議論のプロセスからやらないといけない。現状は一般的な政治スケジュールに乗り過ぎている。

(松尾委員)

法律が成立した場合、その施行までには十分な準備期間がとれるのか。

(最高裁)

3年という意見もあれば、5年という意見もある。もっと実質的に国民が理解をすること、ということ、これを附帯決議等で求めるべきだという意見もあり、その辺は今後議論になるだろうと思う。このままでは、とても裁判員として参加したくないという方ははるかに多い。

(米本委員)

国民の信頼が非常に高い司法制度をここまで変える以上、相当慎重に変えないといけない。霞が関のポリティカルアポインティー(政治任用)一つできないのに、国民の信頼が高い虎の子の部分まで変えるというのは、変えやすいから変える、そういう感じがある。議論が全然足りないなという気がする。

(田中委員)

今日話を伺い、プライバシーの話もよくわかったし、成熟社会においては、職業人だけでなく、非職業人の方の発言を通じて職業人に影響を与えるというようなプロセスもよくわかった。少なくとも、今日出たような議論は、日本社会の成熟に明らかにプラスだ。市民社会がより厚みのあるものになるんだろうなという実感を持った。そういう運用が行われるためにも、見直し規定は不可欠だと思う。

(最高裁)

この議論を重ねる中で、ずっと言ってきたのは、日本人は、司法制度になるといつも100点か120点のものを決めたがるという体質があるのではないかということだ。100点のものをいれると、入れたところで実はゴールに到達するわけだから、そこで努力が終わりということになりかねない。60点、70点のものをあえて入れて、残り30点、40点を運用の努力に任せるといふ知恵が要るのではないかと思う。その30点を果たしていく過程の中で、自分の国に合ったものになっていくのであろう。それをいつも100点を求めて動くから、できてしまったものが実は定着するというモーメントが働きにくいのではないか。

だから、この裁判員制度も100点で入れようというように考えると、そこは非常に問題

があるので、60点、70点を導入し、残りの30点、40点は努力するというように残していけないのか、というように現実的なところからスタートし、見直して拡大していくことを随分言ったけれども、なかなかそういう思想は受け入れられない。日本では、大きな制度改革は、えいやっとやらなければ駄目だという意見の方がやはり強い。それがこの人数論に反映しているのではないかという気がしている。

(大木委員)

素人と専門家が一緒にやるということだから、率直に意見が言えるというには、裁判員の人数が多い方がよいという感じを持っているのだが。

(最高裁)

そこが問題のポイントだと思う。アンケートを見ると、実は、よくわからないことについて意思決定をするのが心配だ、あるいは、被告人の運命を左右するような、そういう決定することに心理的負担を感じるとあり、裁判員の人数が少ないから心配だというのとは違うのではないかと思う。つまり、わからないことの意味決定をさせられることが心配だということだから、あなたがやろうとしていることはこんなことだということをわかしてもらったのが一番大事なのではないか。それは、何倍という人数の問題ではなく、どういう問題で、どういう角度から何を評価するのかということについて、裁判官と裁判員との間でコミュニケーションが取れ、自由に質疑応答が重ねられるということが一番重要なのではないか。そうだとすると、むしろそこにおのずと適正な規模の人数があるのではないか、審議会意見書が対話と協働ということを言っているのは、そういうスタイルを指しているのではないか、というのが裁判所の見解である。裁判官の3倍の裁判員がいないと自由な意見が言えないというのは、違うのではないか。

(大谷委員)

基本的に裁判所は、裁きの場を提供している、あるいは懺悔の場を提供する、償いの場を提供するといった修復的司法という考え方があり、日本と海外で大分違うようだけれども、最終的には、裁くというのはどういうことかということを開きかけていると思う。

今回の裁判員制度も、国民の中に、裁くということはどういうことなのかということ浸透させていく意味合いがこもってあればすごくよいと思う。しかし、裁判官2人と裁判

員9人、あるいは裁判官2人と裁判員11人という論議が、ただ単に市民社会を広げていくポピュリズムで際限なく広げられている。裁判所が考えている趣旨とは少し違うのではないか。司法改革であるのならば、国民に、裁くということの重さを浸透させる司法制度改革でなければいけない。

今言われている改革が、ここを突破口として、いわゆる市民社会の拡大化を究極の目的にする改革なのだとすれば、極めて危険だと思う。裁判に関しては、ハードルが高く、100点でなければいけないのかという問題があるかと思うけれども、それは、裁判所が背負っている責務だと思う。つまり、取り返しがつかない人の命を預かっている。

行政改革で、5年後に見直しをしましょうということと、司法改革で5年後に見直しをしましょうということの重さというのは、1対100くらい違うのではないか。だからこそもっと導入に関しては慎重であるべきじゃないのか、この程度の論理でよいのかと思う。

(平木委員)

本当にそうだ。例えば、裁判員が裁判官の3倍いなければできないという論理は、どこの論理なのかとお聞きしたい。いわゆるコンセンサスがきちんとできるぐらいの論議をするためには、一番よいのが7、8人だ。6人から8人が議論するために一番よい人数だというのは大体出ている。多数決というところですべてのものを考えているから、議論するための人数ということがわかっていないと思う。裁判員はどうあるべきかということと、だから裁判官はどうあるべきかということ、本当に詰めていただきたい。

(最高裁)

実は、裁判員制度を入れる一つのねらいは、裁判官が1個、1個の事件を通じて国民と接触し、そこから逆の刺激を受けるという部分である。実際には始まっていないけれども、裁判員制度が導入されるということが決まったら、既に大きな作用としては始まっていると見てよい。裁判員制度実施までの猶予期間を仮に5年として、5年後までにどういう点に気がつけた裁判官のありようでなければならぬのか、端的に言えば、約100人の裁判長が、裁判員制度を動かしていかないといけないが、その裁判



長は、特にこれからの数年間で、どういう資質、能力を身につけていかなければならないか、これが我々にとって一番切実な問題である。

(松尾委員)

淡々として国民に接触されればよいのではないか。見下すのではなく、見上げるのではなく、普通の目線でという意味だが。一つだけ余計なことをつけ加えさせていただければ、私の先輩で法学部長をしていた方の述懐を聞いたことがある。学部長任期2年の間、教授会を月に2回主宰しなければならないが、四十数人の論客たちがそこにいるわけだから、それは一番緊張する場面である。あるとき、「家を出ると七人の敵がいるというが、僕は四十七人の敵がいる。」と奥様に言ったところ、奥様から、「それは違う。四十七人の味方がいると思いなさい。」と言われ、何かちょっとほっとしたという話だった。裁判員を味方、協力者だと思い、決して対立する相手ではないというように考えていただきたいと思う。

(最高裁)

結局は、味方にできるかどうか、あるいは裁判官の能力にかかっているのではないかと思う。日本の裁判官は、ある意味では訴訟指揮権が制約されている。しかし、今後は背中に6人なら6人、国民が加わる。葵の御紋や菊の御紋でもないけれども、6人の国民が自分の側についているわけだとすると、逆に言えば、訴訟指揮権の権限が弱かった部分というのが補完されるというように考えればよいのではないか。ただ、実際にそうしていくためには、相当の力がないと難しいだろうという感じもしている。気の持ち方一つでそうなる。

(大木委員)

確かに、裁判員が味方だと考えればよいと思う。裁判官についての情報提供というのがほとんどなかったように思えるので、裁判員制度をもっと国民に親しいもの、身近なものにするには、裁判官は、もっと情報を提供し、裁判員を味方にするために情報を知ってもらうことが必要なのではないかと思う。とりわけ裁判員については、選考されたときからこういう人だということがわかっているけれども、裁判員は、裁判官のことを知らない。そこで一緒に裁判しろといっても、何も知らなくて話をするより、知っている

方がよいわけだから、そういう意味でも裁判官についての情報提供というのはあった方がよいという感じがする。そうすれば、味方になれるということもあると思う。

(米本委員)

私も現実にはそういうことになるのだろうと思う。私は、裁判官の方々の働きぶりを拝見させていただく立場(米本委員は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の委員である。)になり、裁判所は、私が思っていたよりははるかにまともな方がほとんどだとうわかった。

そういう意味では、裁判員制度によって、裁判官も本当に普通のまっとうな人だと社会の側が認識すると思う。マスコミには、古い言葉で言うと、木鐸として社会が考えないといけない問題を提示する機能と、俗情の増幅装置という機能と2つある。裁判所としては、あまり情報発信をしてくれなかったのも、書かれ放題書かれていたと思う。むしろ裁判員制度が動くことによって、社会の側がその溝を理解していくと思う。そういう意味で、私はあまり心配していない。社会の側も裁判所の本当の姿を時を経ず認識すると思うし、裁判所の側も、それほど心配する必要はないと思う。そういう意味では、私は日本の社会を信用している。

しかし、今の議論のレベルのように、足して2で割るような案で、司法制度の核心部分や運用のあり方を決められたら困る。最高権力府がこれでよいのかという感じがする。今の議論は少しお粗末なのではないか。

(平木委員)

国民の中では、裁判官には立派な方たちがたくさんいるだろうというすごい理想化されたイメージと、何かいい加減な裁判官がやっているというイメージと、両方が混在していると思う。わからないだけに、勝手なイメージを国民がつくっていると思うので、裁判員制度を始めるにあたっては、一方で国民教育が必要、もう一方では、下級裁判所裁判官指名諮問委員会で再任が認められなかった人たちがいたが、やはり裁判官として不適な人というのは、私たちの世界でカウンセラーとして不適な人がいるのと同じようにいるのだろうと思った。どっちもいるから、国民の側もある程度裁判官を見た方がよいし、裁判官の側もある種違う目で見られた方がよいと思う。そういう部分もプラスの面としてはあるかもしれないと思っている。

(米本委員)

体験的に言うと、入り口は誤解から入るけれども、誤解も理解のうちだと思ってやりとりしていると、共通の認識になっていき、世の中はこうやって動かさないといけないのかという認識に至ると思う。

(大谷委員)

前回の懇談会で、東京地裁の裁判官が、ついこの間まではいわゆる市民社会の中にいたが、今は裁判所に入って、いわゆる職業裁判官のすごさというものを見た、自分も市民の中にいたからその感覚を持っていたという趣旨のことを発言していた。もし裁判員制度が導入されるとすれば、それが理想だと思う。例えば裁判官2人と裁判員7人とか、裁判官2人と裁判員11人というときには、ほぼ陪審に近く、いわゆる国民に裁判の理解を求めるとい形にはならなくなってしまう。

例えば、守秘義務を課すというようなことも、裁判官と一緒にあって、これだけ自分たちが努力して出した判決だから、私は迂闊なこととは言えない、本当に必死になって論議したんだというところに持っていった方がよい。守秘義務を課し、話したら罰を与えるなんてことをしたら、裁判員制度に加わったことによって、こんなに司法が理解できたということも、最初は固くなって誰もしゃべらないと思う。うっかりしたことを話してはいけない、裁判官と交わした冗談も言ってはいけない、裁判官でも本当にすごくだけた人たちだっているんだというようなことも言ってはいけないことになってしまう。最初からそんなに高いハードルを立てたら、本来望んでいたものにならなくなってしまうと思う。

(最高裁)

裁判員には任期制がなく、事件毎に選定されるということだから、体験の蓄積ということは非常に難しいだろうと思う。松尾委員が言われたように、一生のうち一度かもしれない。一度選ばれたら、例えば5年間とか10年間の免責規定が置かれると思う。そうすると、ますます経験の蓄積ということはない。毎回新しい裁判員が入ってくる。検察審査会の場合は、任期という概念があるので、裁判員制度とは違っている。そういう意味では、先程、裁判員協会と言ったが、そうした類のものが本当に必要なのか

もしれない。あった方がプラスの機能を果たすかもしれないという考えがある。その中で、体験の伝達ということは何らかの形でやっていかないといけないかもしれない。

(松尾委員)

私の初夢だが、裁判員制度が滑り出し、全国各地に「裁判員制度をサポートする会」ができる、そのうちの幾つかは財団資格を取得して寄附をいっぱい集め、裁判員となったため生活に困ったというような人がいたら、経済的に支援する、あるいは、各裁判所の前に託児所を設けて、赤ちゃん連れの裁判員が来たら預かってあげる、そういう国民的活動が起こったかのごとき夢を見た。

(大木委員)

今、松尾委員が言われたように、夢のように安心して参加できるシステムというのが必要だと思う。赤ちゃんを抱いてきても、安心して裁判に参加できるという細やかな制度というのはあってほしい。夢が実現するとよい。

(最高裁)

私の遠い親戚が、先日、検察審査会の委員になり、初め、かなわないといって電話をかけてきたから、そんなことを言わないでやってくださいと言ったところ、後から、なかなか学ぶことがあった、やってよかったというような感想を聞いた。裁判員制度もそのようになってくれればよいと思っている。

(最高裁)

私は弁護士出身であるから、いわゆるキャリアの裁判官でない立場で裁判をしてきた感想がある。日本の裁判というのは、刑事の場合ではもちろんだけれども、民事の場合には、ほとんどの事件が人間関係のもつれた。社会的なビジネス上の非常に大きな問題というのはごくわずかだ。医療過誤事件も、患者と医者との人間関係の初期動作がうまくいかなかったということだ。そうした事件記録を見るだけで、私も非常に心理的に圧迫を受け、非常に負担だから、裁判員になられた方が本当に恐れるというのはよくわかる。裁判員として何が期待されるかということ、そういうことについても相当PRしていき、裁判の始まる前のところまでできるだけ心理的な負担を軽減するような形にし、審理に入っても、そのプロセスの中で、いわばプロフェッショナルではない裁判員の方たちの心理的な負担をなるべく減らすような形で裁判のプロセスを考えてい

かないといけない。

日本の裁判制度というのは非常に水準が高いし、クリーンだし、よいけれども、国民参加という問題と並び、裁判のやり方自体を大きく変えないととても運営できない。裁判所側の人間として大変なことはあるけれども、これを機会に、これまでの刑事裁判のあり方というものを大きく変えるという大きなチャンスである。そういう意味で、捜査段階の捜査手続の透明化、証拠の問題等の大きな問題がある。裁判員制度がうまくいけば非常にすばらしい。民主主義社会における市民参加のスタンダードという点から、日本の社会構造そのものを変えていくという契機となり、また、日本の刑事司法そのものがさらによくなっていくというビッグチャンスであると考えている。

(最高裁)

裁判員制度は、予定では、今度の通常国会に法案が提出され、法律として成立し、施行されるまでの期間が5年程度ということになるかなと思っている。

(松尾委員)

裁判員は、事実認定と量刑と両方について仕事をする事になっている。裁判官と一緒に仕事をすれば、事実認定についてぶれることはあまりないと思う。しかし、量刑については、相当不安定な面が出てくるのではないか。特に、日本の刑法は、法定刑の幅が広いから、3年以上死刑までという場合、どれを選ぶかということこれは大変なことだ。したがって、裁判員にその点をよく納得してもらえよう準備が何か必要だと思う。アメリカ流の量刑ガイドラインというものがそのまま使えるとは到底思えないけれども、そういうものも一つの参考にして、日本に適したようなガイドラインをつくる。簡単な作業ではないと思うので、事務総局の課題の一つとして考えておいていただけたらと思う。

(最高裁)

その点については、平成15、16年度の司法研究のテーマとして、量刑の問題について検討している。今までの量刑の研究というのは、判決を見て、その中でどういうところにウエイトを置き、どういう量刑をしていたかということについて分析している。例えば、動機やあるいは犯罪の態様、すなわちピストルで撃ったのか、手で絞めたのかという多様な因子を抽出し、分析し、量刑はこうなっているという研究だった。今回の

研究は、そうした従来の研究ではなくて、一般の国民がどのように量刑というものを考え、同時に、裁判官の今までの考え方との違いといったあたりを分析し、国民と裁判官とがうまく会話しながら量刑についての判断をしていく手がかりの第一歩という形で研究しようということで進めている。アンケート調査も含め、量刑についての判断のための因子について調査し、どのようにしているのかといった作業である。

(最高裁)

今までの量刑の資料、あるいは検討というのは、端的に言えば職業裁判官が積み上げてきたものはこうなっているという、いわば量刑因子を取り出しての羅列、配列だったわけだが、今度は、素人と職業裁判官とは量刑に対するとらえ方がそもそも違うだろうから、どちらがどういう要素にどう反応するのか、その構造を少し解明しないと、今後、裁判官と国民とがコミュニケーションをとっていく上で非常にとりにくいだろうから、その総論になるような分析をやってはどうかということで進められている。

(最高裁)

裁判官だけではなくて、学者の協力も得ている。

(最高裁)

そういう意味では、全く新しい角度からの研究になる。それをベースにししながら、各罪名等について検討していかないといけない。

(大木委員)

裁判員になることができない人たちとして、職業上の就職禁止事由があり、市町村長も裁判員となることができないとなっている。一方、辞退事由として、地方公共団体の議会の議員は、会期中に限り裁判員となることを辞することができるということだが、会期中に限るのではなく、職業上の就職禁止事由の中に含めたほうがよい気がする。

(最高裁)

職業上の就職禁止事由の規定全体が、検察審査会のつくった昭和20年代の規定であり、古めかしい。時代遅れだからもう少し見直しをした方がよいのではないかと意見を述べている。

(2) 次回以降の日程

第12回:平成16年4月26日(月)午後3時～5時

第13回:平成16年7月26日(月)午後3時～5時

以上